



ふくろうニュース

特定非営利活動法人 消費者ネット広島 会報

※2024年1月1日に発生した能登半島地震により亡くなられた方のご冥福をお祈りするとともに、被害を受けられた皆さまに心からお見舞い申し上げます。

No.49
2024.1.11
発行

新年巻頭言

今に生きる私たちのあり方

理事長 木村 豊 (弁護士)



新年あけましておめでとうございます。

気候変動、自然災害、感染拡大、武力紛争、今私たちが住む現代社会で起こっている様々な問題の多くは、私たち自身が作り出しているものと言えます。今のままで私たちの暮らしはこの先もずっと続いていくのでしょうか。

ほ乳類の個々の「種の寿命」についての研究があります。短いものでは数万年、長いものでは1000万年以上と幅があるのですが、平均するとほ乳類の種の寿命は100万年程とのこと。ちなみに、私たちの前の人類であるホモ・エレクトスは190万年でした。私たちホモ・サピエンスが誕生してから20万年が経過しているとする、平均的な種の寿命に達するまでにはあと80万年ということになります。

ホモ・サピエンスの誕生以来20万年間に出生した人類の数は1170億人、うち1090億人は既に世を去り、現在地球上で暮らしている人類は80億人との研究もあります。つまり、今生きて暮らしている私たちは、これまで生まれてきた人たちの7%です。そして、現在地球上で年間1億2500万人が出生していますが、このペースがこのままあと80万年続いたとしたら人類の出生者数は100兆人となり、今生きて暮らしている私たちは、これから生まれてくる人たちの0.008%に過ぎないこととなります。

このように、過去の人たちから連綿と引き継いできて、この先未来の人たちに引き継がなければならない今に生きる私たちは、人類全体から見ればほんの少数にしかすぎません。人類がこの先も安定した暮らしを続けていくためには、私たちは今をどのように生きるべきか、このままで本当によいのかということを実際に考えなければならないところに来ていると思います。地球上に生き、地球上で暮らしている私たちは、いうならば地球の消費者です。かしこい消費者であるための取り組みがここでも求められていると思います。

当法人は、消費者の権利を確立し、消費者の利益を擁護する活動を行っています。そのためには、事業者による不当、不正な行為の是正を求める活動はもとより、消費者の被害を防止するための活動もとても重要だと考えています。お正月ということもあり、少し広い観点から述べまし

たが、このような今に生きる私たちのあり方についても、けっして消費者問題から離れたところにあるのではないものと考えています。

皆様のご支援とご協力の下で、当法人もさらなる歩みを進けてまいりますので、本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。



11月18日(土)・12月16日(土)

靈感商法でお悩みの方のための相談会 開催報告

11月18日(土)と12月16日(土)の2日間、広島弁護士会館にて、消費者ネット広島と靈感商法被害対策広島弁護団が共催して“靈感商法でお悩みの方のための相談会”を実施しました。

旧統一協会に限らず、被害実態がなかなか見えてこない靈感商法被害について、弁護士と宗教関係の助言者が相談に対応するという試みで開催しました。



11月18日の相談は4件ありました。うち2件が旧統一協会に関するもの、1件が他宗教団体に関するもの、1件が団体名不明（おそらく旧統一協会）のものでした。また、12月16日の相談も4件あり、3件が旧統一協会に関するもの、1件が他宗教団体に関するものでした。

相談者の被害額は1,000万円から5,000万円と多額でしたが、20年以上前の被害に関するものが多く除斥期間を経過している可能性があるものが多く、本人ではなく家族を被害者とする相談もあり、被害の全貌が明らかとならず、また、本人が返金請求等に前向きでなければ家族が請求をすることはできないという問題がありました。宗教関係の助言者が相談会に同席したことで、相談内容について宗教的観点からの聞き取り、助言が行われ、より詳細な事案の把握と助言を行えました。

また、各相談者は、一様に、今回の相談会に参加するか迷っていたということをおっしゃっていました。この点で、広島において相談窓口があることを広く周知することが必要であるが、これを十分に行うことができていないという課題が明確になりました。

【事務局 後記】

今回の相談会の受付は電話等による事前予約でした。トータルで8件の相談となりましたが、電話がかかってきたにも関わらず相談会に来られなかった方もいらっしゃいました。

掛かってきた相談における共通点は「被害金額が多額」「20～30年前からの被害」「自責の念」でした。「親族の不幸の知らせは旧統一協会から知らされ、保険金や遺産などは献金として持っていかれた」「東京での選挙応援に派遣されたため、会社を退職したが、その後の保証は何もなかった」「統一協会を信じて、たくさんの人を巻き込んでしまったことに強く責任を感じる」「自分を入信させた友達は自殺した」「自分が信じたことが悪かったのだから、もう表に出たくない」などなど…

まだまだ心に傷を抱えたままで黙っている方が多くいることを強く感じるとともに、旧統一協会及び他宗教団体を援護・利用し続けていた政治家に対して強い怒りを感じました。

まだまだ知らされていない“真実”をもっと公の場に出していくこと、そして被害者救済に真剣に取り組むことが大切だと感じた取り組みでした。



消費者ネット広島の現在の活動の中心は、適格消費者団体としての不当条項の使用の差止の申入活動です。ここでは、2023 年度取組んでいる事例について、原稿執筆時点の状況を報告します。

【成人式の着物レンタルキャンセルに関わる事例】



株式会社ウェディングボックスという会社の成人式の貸衣裳には、前撮りという成人式当日より前（年）の撮影のほか、「JK 前撮り」と称して、さらにその前年の高校生（18 歳）のときにも「前前撮り」として「無料で」撮影ができるというプランがあります（注；20 歳での成人式を前提としています）。ただし、同社の契約条項によると、前前撮りの予定日の前にキャンセルした場合でも、通常のレンタルで、その前日で 80%、2 日前から 9 日前で 50%、10 日前から 29 日前で 40%、30 日前から 179 日前で 30%・・・などといったキャンセル料が発生するとされています。

これは、キャンセル料の発生する基準日を、成人式当日であれ、前撮りの日であれ、前前撮りの日であれ、「最初の貸衣裳の使用日」とするというものです。そうすると、たとえば、成人式の 2 年前の前前撮りの日のさらに半年（6 か月＝180 日）前少しすぎたところに解約しても、30%のキャンセル料ということになってしまいます。



2022 年 4 月に最初の「質問書」を送付して以来、「申入書」、相手の質問に対する「回答書」、2 度目の「質問書」、「確認通知書」等を送付したことで、キャンセル料が発生する基準日の変更とキャンセル料算定の明確化、キャンセル料規定における文書の追記、ホームページにおける説明文の変更などの改善を確認し、2023 年 12 月に終了としました。

【現在進行中の検討事案】

検討事案	消費者ネット広島の対応
<p>墓地の解約に関する事案 3 年前に 50 万円支払い契約したが、別の墓地に埋葬することになり解約を申し入れたところ、一切返金できないと言われた。「使用料は一切返還致しません」は違法ではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 相手方は予想通り「使用権の対価」を主張。消契法の条項に該当しないと言う主旨の内容。 回答書は京都地裁判決例に基づき「使用権の放棄なので返金する必要無い」との内容になっており、到底受け入れられない。 <p>※現在、検討グループで対応を協議中。</p> 
<p>外壁・屋根塗装工事着工前のキャンセルに関わる事項 工事着工前の契約解除に対し、違約金として契約金額の 20%が請求された。消費者契約法 9 条 1 項 1 号の「平均的な損害の額」を超えており違法ではないか。</p>	 <p>「1 か月を目処に回答」として 9 月に質問書を送付しましたが、未だに回答なし。12 月に「差止請求訴訟」を視野に入れた回答催促の「通知書」を送付しました。</p> <p>※「通知書」への回答(反応)を待つ、2024 年に対応予定。</p>

※その他、「専門学校中途退学に伴う授業料納入規程」「大手会社の回収携帯電話端末査定に伴う対応」「未成年者ゲームアプリ課金被害」などについて、1 回／月に開催される検討委員会で協議しました。

特定適格認定プロジェクトチーム会議からの報告

消費者団体訴訟制度とは、内閣総理大臣が認定した消費者団体が、消費者のために事業者に対して訴訟などを行うことができる制度で、「差止請求」と「被害回復」の2つがあります。

「差止請求」は、事業者の不当な勧誘や契約条項に対して、適格消費者団体(消費者ネット広島を含め25団体)が不特定多数の消費者の利益を擁護するために、停止を求めることができる制度です。

「被害回復」は、事業者の不当な行為によって財産的被害が生じている場合に、特定適格消費者団体(適格消費者団体のうち、消費者機構日本を含め4団体)が、消費者に代わって被害の集団的な回復を求めることができる制度です。(2023年12月31日現在)

消費者ネット広島は2023年6月に開催された第21回定時総会第2号議案において「法人化20周年、適格消費者団体認定15年を迎え、特定適格団体の認定申請を行い、消費者や社会の期待に応えられる組織の充実強化を図ります。」と提案し、承認されました。現在、特定適格プロジェクト会議において2024年2月提出をめざして申請書を作成している最中です。提出後、承認まで申請書や計画内容の修正など約1年以上かかりますが、中四国・九州に存在しない特定適格消費者団体になることで、消費者の集団的な被害回復を行い、消費者の暮らしに貢献できる組織づくりをめざしていきます。



引続き、消費者ネット広島への活動支援をお願いいたします

会費納入のお願い

個人正会員は **2000円** 個人賛助会員は **1000円**

NPO法人は会員の皆様からの会費や寄付金を資金に活動を行っています。

毎年、年度初め(今年度は総会事前案内のふくろうニュースや総会議案書に振込用紙等を同封)に会費納入のお願いをしていますが、今回、**12月末日現在**でまだ会費を振り込んでいただいていない会員の皆さんに、振込用紙を同封させていただきました。恐れ入りますが、引続き会員として、消費者ネットの活動を支えていただける方は、ぜひとも会費納入をお願いいたします。なお、すでに振込済み等の行き違いがありましたら、ご容赦ください。

消費者トラブルの情報を提供してください

適格消費者団体として事業者への改善申入れを行う活動の源は、皆さんからの情報提供です。

事業者が行っている不当な勧誘行為、消費者に一方的に不利な条件を記載した契約条項や誤認を起こす広告表示など、事業者の不当な行為がありましたら、是非、情報提供ください。(提供者のお名前は非公開です) なお、いただいた情報を検討したうえで、申入れ対象とならない場合もあります。

当消費者ネットでは、事務局が相談対応いたします。

電話 **082-962-6181** まで (ただし、土・日・祝日は休業)

※情報収集が目的ですので、個別のあっせん解決は行いませんが、内容によっては解決に参考になるアドバイスを行う場合があります。



●個別の消費者被害のご相談は、
消費者ホットライン**188**へ
お住まいの近くにある消費生活センターにつながります。

※イラストは“消費者庁イラスト集”より使用しています。



(みはる&まもろう)

内閣総理大臣認定
適格消費者団体 特定非営利活動法人 **消費者ネット広島**
〒730-0017 広島市中区鉄砲町1番20号 第3ウエノヤビル 3階 D号室
TEL: **082-962-6181** FAX: **082-962-6182**
HP: <http://www.shohinet-h.or.jp/>